

2021年度「公契約に関するアンケート」の結果について

茨城県労働組合総連合

はじめに

茨城県労働組合総連合（茨城労連）では、毎年県内44市町村のご協力のもと、各自治体で働く非正規職員（会計年度任用職員）の賃金・労働条件、各自治体が発注する公共事業や委託事業のもとで働く労働者の適正な労働条件の確保のために行っている各自治体の取り組み、労働行政の実態等を把握し、それぞれの改善を求める運動の一環として「公契約に関するアンケート」を毎年12月に実施しています。

これまで市町村で働いてきた臨時職員、嘱託職員の雇用のルールが見直され、2020年4月から全ての市町村で会計年度任用職員制度が始まりました。会計年度任用職員制度は「同一労働同一賃金」の流れの中で、非正規職員の労働条件の改善を一つの目的として作られています。しかし、昨年度のアンケートでも会計年度任用職員の労働条件は以前に比べれば改善されているものの、市町村によってバラツキが見られ、統一的な改善が求められています。

一昨年からのコロナ禍の中で、医療体制の充実、高齢者福祉の充実、子育て支援を求める県民からの要望はますます切実なものになっており、それらを公務・公共サービスとして提供する市町村の役割はますます重要になってきています。

公務・公共サービスの充実の観点からも、会計年度任用職員の正規職員への転換、すべての市町村での時給1,000円以上への引き上げ、労働条件の改善が強く求められています。

1 会計年度任用職員数と雇用実態

(1) 県内44市町村の職員数（病院・消防を除く）は37,227人（前年37,124人）、うち正規職員20,447人（前年20,244人）、会計年度任用職員15,567人（前年15,635人）で、非正規率は前年より0.3%減の41.8%でした。前年に比べると正規職員は203人増加し（前年86人減少）、会計年度職員は68人減少（前年1,252増）しています。

(2) 2006年のアンケート調査開始時の正規職員数は24,119人で、今回の調査ではこの12年間で3,672人（前年3,875人）減少しています。非正規職員である会計年度任用職員が40%を超えている自治体は21自治体で昨年よりも1自治体増えています。50%を超えているのは3自治体（牛久市58.9%、つくば市51.4%、守谷市50.3%）です。

(3) 2006年のアンケート調査開始時に比べて、正規職員の削減数が最も大きい自治体は取手市の415人がトップで、筑西市235人、水戸市212人と200人を超えています。

会計年度任用職員の1.1%に当たる172人（昨年210人）のみがフルタイム雇用で、98.9%の15,395人がパートタイム雇用です。原子力災害や台風による自然災害等を考えると全職員の平均40%を超える会計年度任用職員のほとんどがパートタイム雇用であることは問題があると言わざるを得ません。公務・公共サービスを充実させるためにも、全ての市町村で会計年度任用職員のフルタイム化をすすめ、正規職員の削減にストップをかけて、会計年度任用職員の正規化をすすめるべきです。

(4) 2006年の非正規職員の「低い時給額」の平均は744円でした。今回の調査での会計年度任用職員の時給平均は916円（前年913円）で昨年に比べて3円引き上がっています。調査開始の2006年に比べると14年間で172円引き上げられたことになります。

平均額916円は、2021年10月に879円に引き上げられた茨城県の最低賃金を37円上回っています。つくば市の1093円、牛久市の1000円のように時給が1000円を超える市町村も出てきていますが、城里町・神栖市は昨年より減額になっています。また、時給額が800円台の自治体も24あり、最低賃金ぎりぎりの時給しか払われていないことが明らかになっています。

県や市町村が最低賃金に合わせるのではなく、率先して会計年度任用職員の賃金を上

げること最低賃金の引き上げの流れを作り出していくことが求められています。また、公務・民間を問わず人手不足が深刻になっていますが、人手不足の解決には賃金引き上げ等の労働条件の改善が欠かせません。

- (5) 昨年の会計年度任用職員制度の導入から、会計年度任用職員にはすべての市町村で一時金（ボーナス）が支給されていますが、年間 2.55 月支給が多いものの、11 自治体は年間 2.55 月よりも低い月数での支給になっていて、市町村にばらつきがあります。また、退職金はフルタイム雇用の会計年度任用職員には支給されますが、パートタイム雇用には支給されません。

こうした現状は各自治体の財政状況に影響されることが多いので、実態を踏まえた国や県の支援が必要になっています。

- (6) 会計年度任用職員保育士の時間額は、鹿嶋市の 1,397 円を最高に 1,000 円以上の自治体が 37 自治体になっています。一般事務に比べて保育士の時給が高くなっているのは、保育師の人手不足解消が深刻な課題になっているためです。しかし、時給が 1000 円以上になっても、多くの保育の職場では人手不足は解消されていません。岸田内閣が看護・介護・保育労働者等のケア労働者に対する賃金引き上げを表明しましたが、労働実態に見合う賃上げになっていません。こうした点からも、最低賃金を全国一律 1500 円にしていく必要があります。

- (7) 正規職員に占める女性は、正規職員 20,447 人のうち女性は 8,368 人（前年 8344 人）で 40.9 %を占めています。再任用者は 1213 人（前年 1,245 人）でした。

再任用者 1,213 人のうち女性の再任用者は 327 人（前年 343 人）で、比率は 27.0 %ですが、女性の再任用者の数は市町村によってかなりバラツキがあります。

- (8) 全県の会計年度任用職員の女性の比率は 80.9%で、会計年度任用職員（非正規職員）の多くが女性であることがここ数年変わっていません。3 自治体は女性の会計年度任用職員の比率が 90 %を超えています。

会計年度任用職員の女性の比率が高いことは、市町村役場において雇用の男女間格差が改善されていないということであり、ジェンダー平等の観点からも早急に抜本的な改善が求められています。

2 進まぬ公契約条例の制定

- (1) 公務・公共サービスの民間委託化・アウトソーシングが進む中で、民間委託の問題も明らかになっています。今回の調査では、「外部委託予定」の回答が 7 自治体から 4 自治体に減少しています。自治体の行財政の厳しさを理由にした外部委託は、その影響が元請け・下請け企業の経営悪化や、そこで働く労働者の賃金・労働条件の低下、ひいては雇用まで悪影響を及ぼしています。

- (2) 一方で、全国的には公務・公共サービスの「質」の確保と公契約のもとで働く労働者の賃金・労働条件の改善、地域循環型社会の構築を図る観点から、全国的には「公契約条例」「要綱」を整備する自治体が増えてきています。残念ながら県内自治体では、「検討する」の回答が寄せられているものの、条例制定には至っていません。

3 拡充が進まない市町村労働行政

- (1) 労働行政の専任の職員がいるのは日立市、常陸大宮市、ひたちなか市 3 市だけで、その他は兼務です。兼務もないのが東海村、行方市です。県内 44 市町村の労働行政の担当職員総数は、昨年の 123 人から 8 人増えて 131 人です。

- (2) 労働費予算がゼロの自治体は、大子町、東海村、笠間市、城里町、行方市、美浦村、河内町の 7 市町村です。県内 44 市町村の労働費予算額の平均は 13,135 円で、昨年の平均 16,012 円よりも 2,877 円減少しています。

約 80 %以上が給与所得者でありながら、そのために使われる労働費予算がゼロであったり、ごくわずかでしかないのは問題です。安定した税収を確保するためにも、労働行政を充実し、若者やすべての労働者の働く場（雇用）の確保や定住の促進を行政が推進していく必要があります。

4 調査結果を運動に生かして

(1) 民間職場に限らず、公務の職場も人手不足が深刻化しています。これまでは、国からの「行革」の押しつけのもとで、正規職員の不補充、非正規職員の配置増が強行されてきました。しかし、長引くコロナ禍のもとで県内企業の営業不振が続いていますが、人手不足の深刻化のもとで、賃金や労働条件の改善をしなければ、公務・公共サービスを保障する雇用の継続・確保はできません。また、非正規労働者の増加の中で、ワーキングプアが1,200万人を超えています。最低賃金ぎりぎり働くワーキングプアの増加は地域経済の発展を阻害しています。コロナ禍が、労働者の困窮に拍車をかけています。

2020年4月から会計年度任用職員制度が全ての自治体で導入されましたが、茨城労連は、茨城自治労連の運動に連帯して、会計年度任用職員の正規化、時給（賃金）の引き上げ、労働条件の向上に取り組んでいきます。

(2) 公契約のもとで働く労働者は1,000万人とも言われています。その多くが低賃金のもとで働いています。公契約条例は、条例が規定する賃金水準や社会保障費用をきちんと確保させることによって、ダンピングや低価格入札を防止します。公契約条例は下請け工賃を安定させ、質の高い公共工事（公務・公共サービス）を確保することにつながります。茨城労連は、引き続き茨城県をはじめとした自治体に公契約条例の制定を働きかけていきます。

(3) 茨城県の最低賃金は、昨年10月から28円引き上げられて879円になりましたが、1日8時間、月22日間働いても月額154,704円です。最低賃金は全国平均が930円で、最高が東京都の1,041円です。茨城県の県南地区では、高校生や若者が最賃の高い千葉県や東京都に流失しています。私たちは、税や社会保障の減免など中小企業支援の充実を求めながら、8時間働けば人間らしい生活ができる最低賃金の引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求め、引き続き取り組みを強化していきます。

(4) 「働き方改革」関連法が、2019年4月から運用されています。そもそも、労働時間の原則は「1日8時間、週40時間」であり、36協定を結ぶことで時間外労働が認められます。定時出勤・定時退勤を原則としながら、時間外労働の上限規制の原則である「月45時間、年360時間」を守らせるとともに、仕事の終了から翌日の仕事の開始まで11時間以上空けるべきだとする「勤務間インターバル規制」を各職場でも具体化すべきです。